告示第２５２号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第３項の規定により準用する法第５条第３項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和元年７月２５日

尾道市長　平　谷　祐　宏

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　因島ショッピングセンター

所在地　広島県尾道市因島中庄町油屋新開４５９２－１　外

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前　別紙１のとおり

変更後　別紙１のとおり

変更年月日　別紙１のとおり

変更の理由　別紙１のとおり

３　届出年月日

令和元年７月２２日

４　届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目１５番１号）

尾道市因島総合支所しまおこし課（尾道市因島土生町７番地４）

５　届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

令和年７月２６日から同年１１月２５日まで。ただし、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第３４号）第１条第１項に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

６　意見書の提出

法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和元年１１月２５日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課

別紙1

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 店舗区域名 | 小売業者 | 代表者職・氏名 | 住　所 | 変更年月日・理由 |
|---|---|---|---|---|
| フレスタ棟 | 株式会社フレスタ | 代表取締役<br>宗兼　邦生 | 広島県広島市西区横川町三丁目2番36号 | － |
| フレスタ棟 | 株式会社マツモトキヨシ中四国販売 | 代表取締役<br>上村　浩司 | 岡山県岡山市南区福富西一丁目20番32号 | － |
| フレスタ棟 | 株式会社松愛堂 | 代表取締役<br>金山　幸平 | 広島県尾道市土堂一丁目6番11号 | － |
| フレスタ棟 | 有限会社柳屋農園 | 代表取締役<br>巻幡　巨持 | 広島県尾道市因島土生町2100番地の2 | － |
| しまむら棟 | 株式会社しまむら | 代表取締役社長<br>北島　常好 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | － |
| ジュンテンドー棟 | 株式会社ジュンテンドー | 代表取締役<br>飯塚　正 | 島根県益田市下本郷町206番地5 | － |

(変更後)

| 店舗区域名 | 小売業者 | 代表者職・氏名 | 住　所 | 変更年月日・理由 |
|---|---|---|---|---|
| フレスタ棟 | 株式会社フレスタ | 代表取締役<br>宗兼　邦生 | 広島県広島市西区横川町三丁目2番36号 | － |
| フレスタ棟 | 株式会社マツモトキヨシ中四国販売 | 代表取締役<br>多田　将一 | 岡山県岡山市南区福富西一丁目20番32号 | 2019年4月1日<br>代表者変更のため |
| フレスタ棟 | 株式会社松愛堂 | 代表取締役<br>金山　幸平 | 広島県尾道市土堂一丁目6番11号 | － |
| フレスタ棟 | 有限会社柳屋農園 | 代表取締役<br>巻幡　巨持 | 広島県尾道市因島土生町2100番地の2 | － |
| しまむら棟 | 株式会社しまむら | 代表取締役社長<br>北島　常好 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | － |
| ジュンテンドー棟 | 株式会社ジュンテンドー | 代表取締役<br>飯塚　正 | 島根県益田市下本郷町206番地5 | － |